

●漁船損保公示第22号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため次のとおり届出があった。

その指定漁船調書を令和4年6月15日から同年6月29日まで多度津町高見漁業協同組合において縦覧に供する。

令和4年6月15日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 発起人の住所及び氏名

仲多度郡多度津町高見1698番地 森田 茂弘

仲多度郡多度津町東浜8番5号 有限会社正栄水産

仲多度郡多度津町東浜7番9号 木下 通孝

2 加入区の名称

多度津町高見加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

多度津町高見漁業協同組合